定に基く定期外の健康診断を次のとおり実施する。結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母選火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

目

示 定期外健康診断の実施 次

♦告

医療機関の指定

土地改良区役員の退任及び就任

耕地整理換地処分の認可土地改良区役員の住所訂正

土地の公用廃止

◇選管告示

◇公安規則 別 幹部派出所、巡査駐在所及び受持区域等の名称、位置、担任区域及び受持区域等の名称、位置、担任区域及び巡査派出所の名称、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、との担集を受ける。

告

示

鳥取県告示第五百七十八号

昭和三十三年十二月九日

鳥取県知事 石 破 __

朗

健康診断を受けるべき者

している者。 二十二年法律第二百十七号)第一条の規定により、あ あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和 ん摩師、はり師又はきゆう師の免許を有し、その業を

二 健康診断の実施期日

昭和三十三年十一月二十四日から

昭和三十三年十二月二十日まで

Ξ 検診の場所

鳥取保健所

儿 健康診断の実施区域

鳥取市、 岩美郡

鳥取県告示第五百七十九号

結核予防法(昭和二十年法律第九十六号)第三十六条第 一項の規定により、 指定医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十三年十月十五日

十一月十九日

清水整形外科医院

定年

月

H

名

称

音田内科

倉吉市東町四三五番地

在

管轄保健所名

鳥取県知事

石

破

_

朗

宮川町一五五番地

同右

倉吉保健所

 2

昭和三十三十二月九日

認可した。

昭和三十三十二月九日

鳥取県知事

石

破

朗

第三十条第三項の規定により、昭和三十三年十二月五日

について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県知事

破

朗

桑本

豊徳

鳥取県東伯郡東伯町大字保

鳥取県東伯郡東伯町大字徳万

大元土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の住所

鳥取県告示第五百八十一号

四年三月二十五日まで)

結果当選し、三月二十六日就任、

任期二年

(昭和三十

昭和三十二年三月二十六日通常総会において総選挙の

昭和33年12月9日 火曜日 鳥取県 第2979号 公 報

> 鳥取県告示第五百八十三号 次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年十二月九日

鳥取県知事

石

破

所

鳥取市古海字東開発

七七七七 六六六六 四四四四 ノノノノ 一三 三 二

_

Ξ

処分について、耕地整理法(明治四十二年法律第三十号) 掘越第三区耕地整理組合から申請のあつた耕地整理換地 鳥取県告示第五百八十二号 就任し 退任した役員の氏名及び住所 退任及び就任の届出があつた。 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条 鳥取県告示第五百八十号 監事 監事 吉岡温泉町土地改良区 昭和三十三年十二月九日 た役員の氏名及び住所 沢田 沢田 村上平太郎 村上平太郎 鳥取県知事 // 四六三番地鳥取市吉岡温泉町四六八番地 " 鳥取市吉岡温泉町四六八番地 破 四六三番地 朗

> 新住所 旧住所

鳥取県告示第五百八十四号

<. <

る。 昭和三十三年十二月十六日定例県議会を鳥取市に招集す

昭和三十三年十二月九日 鳥取県知事

破 ___

朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

昭和三十三年度第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとお り招集する。

昭和三十三年十二月九日

日 鳥取県選挙管理委員会委員長 時 昭和三十三年十二月九日午後三時 武 井 正 進

婸 議 所 鳥取県知事選挙の結果について 鳥取市東町 鳥取県自治会館

公安委員会規則 è,

幹部派出所、 巡査駐在所及び巡査派出所の名称、 位置

3

(関係図面は土木部管理課に保管)

面

積

一六、八〇坪

地目其の他

水路敷

_	昭和33年12月9日			火曜日 鳥		,取県公		公	報		弗2979号		<u>+</u>
昭和四年四月十五日第三鍾郵便等	との規則は、公布の日から施行する。		に改める。	六 船岡町隼〃	<i>*</i>	六船岡町郡家〃	別表二巡査駐在所、巡査派出所の名称.	幹部派出所、巡査駐在所及	鳥取県公安委員会規則第二号	鳥取県公安委員会委員長	昭和三十三年十二月九日	規則をここに公布する。	担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する
発行日 火、金	300			船岡町大字見槻中 —		船岡町大字郡家	の名称・位置及び受持区域中	巡査駐在所及び巡査派出所の		据 安 成 文			規則の一部を改正する
印刷,所以即取,即别的一个人,不是有人,我们是有人的,我们就会有人的,我们就会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会				部、隼福		部、隼福	以	正する。	月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改	担任区域及び受持区域等に関する規則(昭和二十九年七	幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、	する規則の一部を改正する規則	名称、位置、担任区域及び受持区域等に関